

人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)(事業主団体経費助成))計画(変更)届

労働局長 殿

(届出年月日)

年 月 日

( 公共職業安定所長経由)

人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)(事業主団体経費助成))の計画(変更)の届出を行います。

計画変更の理由を選択してください。 (変更届の場合)	(1) 新しい事業内容の追加 (2) 所用費用見込額の増加 (3) 事業推進員の変更
-------------------------------	--

① 申 請 者	建設事業主の団体等の名称			
	代表者の役職名及び氏名			
	所在地		〒	
			電話:	
			日中連絡先:	
			Eメール:	
	代理人又は提出代行者・事務代理者の名称			
	代表者氏名			
	[該当するものに○]		( 代理人 ・ 社会保険労務士(提出代行者・事務代理者) )	
	所在地		〒	
電話:				
Eメール:				
申請書作成担当者		イ 職名	ロ 氏名	
		ハ E-mail		

②本事業の実施や対象労働者に関して、本助成金以外に受けている公共機関からの補助や助成金の名称(無の場合、本欄の記載は不要)

③自ら雇用する労働者からの費用徴収の有無 有・無 ④ その他費用徴収の有無 有( )円・無

⑤ 事 業 年 間 計 画	事業計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	事業の名称	事業の内容(該当する番号を○で囲んでください。)	
	イ 調査・事業計画策定事業	1. 事業推進委員会の開催 2. 課題把握事業 3. 効果検証事業	
	ロ 入職・職場定着事業		
	(イ)建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業	1. 講演会 2. 加工技術等の体験会 3. 現場見学会 4. 体験実習 5. インターンシップ 6. 求人合同説明会 7. 集団面接会 8. 広報活動 9. その他( )	円
	(ロ)技能の向上を図るための活動等に関する事業	1. 入職内定者への教育訓練 2. 新規入職者への研修会 3. 労働者の公的資格の取得に関する講習会 4. 教職員への実践的スキル研修事業 5. その他( )	円
	(ハ)評価・処遇制度等の普及等に関する事業	1. 評価・処遇制度等やキャリアパスの普及 2. 労働時間短縮制度や特別休暇制度等の普及 3. 社会保険加入促進事業 4. 建設キャリアアップシステム等の普及促進 5. その他( )	円
	(ニ)労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業	1. 労働安全管理の普及 2. 安全衛生大会の実施 3. その他( )	円
	(ホ)労働者の健康づくり制度の普及等に関する事業	1. 労働者の健康づくり制度の普及 2. その他( )	円
	(ヘ)技能向上や雇用改善の取組についての奨励に関する事業	1. 優良技術者・技能者表彰制度 2. 優良雇用改善表彰制度 3. その他( )	円
(ト)雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業	1. 雇用管理研修等の実施	円	
(チ)女性労働者の入職や定着の促進に関する事業	1. キャリアパスの作成 2. セミナー・研修会の実施 3. 優良女性技能者表彰制度 4. 環境整備マニュアルの作成 5. 男性の育児休業及び短時間勤務の取得促進の取組 6. その他( )	円	
人件費(事業推進委員)		円	
計		円	

(注) この計画届を提出する時は、裏面の注意事項を参照してください。

※労働局処理欄

受理番号:	
受理印	

人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)(事業主団体経費助成))計画(変更)届について

1 提出上の注意

- (1) この様式を計画の認定のために使用する場合は、標題中「(変更)」を抹消してください。また、変更申請の場合は、標題中「(変更)」と計画変更の理由を○で囲んでください。
- (2) この計画届は、別に定める要件に該当する建設事業主団体(以下「実施団体」という。)が、建設事業主等を対象として、若年者及び女性の入職や定着を図ることを目的として次に掲げる若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業を行う場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。なお、事業の実施期間は最大で1年間までとなります。
  - (イ) 建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業
  - (ロ) 技能の向上を図るための活動等に関する事業
  - (ハ) 評価・処遇制度等の普及等に関する事業
  - (ニ) 労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業
  - (ホ) 労働者の健康づくり制度の普及等に関する事業
  - (ヘ) 技能向上や雇用改善の取組についての奨励に関する事業
  - (ト) 雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業
  - (チ) 女性労働者の入職や定着の促進に関する事業
- (3) この計画届は、原則として、実施団体が事業を実施しようする日の2ヶ月前(ただし、4月1日から7月末日までに事業を開始し、かつ事業の終期を当該年度内にする場合は5月末日)までに、管轄労働局又はハローワークに提出してください。
- (4) この計画届には、事業計画内訳書(建魅様式第2号別紙1及び2)、建設事業主団体であることがわかる書類(定款又は規約、寄付行為、決算書(事業報告)、会員名簿等)、構成員内訳表(建魅別様式第1号)、事業推進委員会の委員名簿を添付してください。
- (5) 事業計画内訳書(建魅様式第2号別紙2)に記載した効果予測に対する効果検証及び構成事業主の50%又は100事業主のいずれか低い方を対象にした入職率・離職率調査を実施のうえ、「効果検証及び入職率・離職率調査報告書」(建魅様式第10号)により事業年度末までに報告する必要があります。

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入してください。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入した上で、届出者の氏名等の記載をして、委任状(任意様式)(原本)を添付してください。また、届出者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主団体の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入してください。
- (2) ②「本事業の実施や対象労働者に関して、本助成金以外に受けている公共機関からの補助や助成金の名称」欄に該当がある場合は助成対象とならない場合があります。
- (3) ③「自ら雇用する労働者からの費用徴収の有無」欄が「有」の場合は助成対象とはなりません。
- (4) ④「その他費用徴収の有無」欄は、②や③以外に事業を実施するにあたり費用を徴収する場合は予定金額を記載してください。算定対象額から差し引くこととなります。
- (5) ⑤「事業年間計画」欄は、具体的事業実施内容を選んでください。「その他」には計画している具体的事業実施内容を記入してください。なお、イの1を必ず実施するとともに、ロの(イ)から(フ)のいずれかを必ず実施する必要があります。
- (6) ⑥「所要費用見込額」欄は、事業計画内訳書(建魅様式第2号別紙1及び別紙2)の「人件費見込額」欄又は「所要費用見込額」欄の合計額を記入してください。

3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、計画の変更を申請しなければなりません。変更の際は、この様式を計画変更届として使用します。変更前の内容も含め、事業計画の内容をすべて記載してください。詳細な手続き、記入方法については、あらかじめ労働局にお問い合わせ下さい。原則として、事業を実施する14日前までに変更の届出を行ってください。なお、計画変更届がなされず認定された計画と齟齬がある場合、支給決定されないことがあります。

- (1) 届出を行っていない事業の内容を新しく行うとき。
- (2) 所用費用の増額に伴い、届出を行った事業に係る所用費用見込額の総額を超えるとき。
- (3) 事業推進員に変更があるとき。
- (4) ⑤「事業年間計画」欄「入職・職場定着事業」(イ)～(フ)欄は、変更前の内容も含め、具体的事業実施内容を全て選んでください。「その他」には計画している具体的実施内容を記入してください。
- (5) ⑥「所要費用見込額」欄は、変更前の内容も含め、事業計画内容の全額を記入してください。

4 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存してください。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせください。